

みなとみらい21中央地区52街区地区における都市計画提案を踏まえ、 都市計画手続を進めます

都市再生特別措置法の規定に基づく都市再生緊急整備地域に指定されているみなとみらい21中央地区52街区地区について、DKみなとみらい52街区特定目的会社及び株式会社光優から同法第37条の規定に基づき都市計画の変更について提案（以下「都市計画提案」という。）がありました。

これを受けて横浜市では、令和5年3月6日に横浜市都市再生評価委員会（※）を開催し、横浜市のまちづくりの方針や都市再生緊急整備地域の趣旨、本地区の特性などを踏まえ、総合的に評価した結果、都市計画の変更の手続を進める必要があると判断しました。

今後、提案を踏まえた横浜市の素案を作成し、都市計画市素案説明会の開催や市素案の縦覧、公聴会の開催など、都市計画手続を進めます。

※横浜市都市再生評価委員会とは、建築局長を委員長とし、政策、建築、都市整備、道路などの関係部署で構成された横浜市の委員会です。

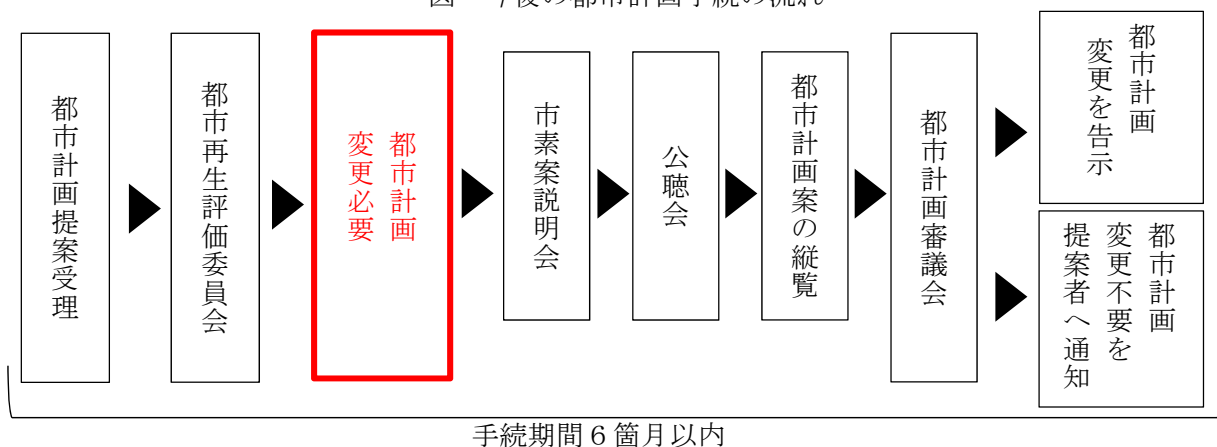
1 評価結果

本提案は、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の趣旨を踏まえ、将来にわたり輝き続け、魅力あふれた世界都市の顔としての都心臨海部を形成するため、「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」の実現に向けた施策に取り組むものです。「横浜都心・臨海地域」のまちづくりを積極的に推進するためにも、都市再生特別地区の変更を行う必要があると判断します。

2 今後の手続の流れ

今後、説明会や公聴会、都市計画案の縦覧等を行い、都市計画審議会での審議を経て、都市再生特別措置法の規定に基づき都市計画提案が行われた日から原則6箇月以内に決定等を行うこととなります。

図 今後の都市計画手続の流れ



3 関連情報Webページ（建築局都市計画課）

都市計画提案について ※評価結果に関する資料はこちらです。

で検索

都市計画提案



(参考) 都市計画提案の概要等

都市計画の種類及び名称		横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更 (みなとみらい21中央地区52街区地区)	
位置	西区みなとみらい五丁目及び みなとみらい六丁目地内	面積	約1.6ha
提案日	令和5年3月1日	提案者	DKみなとみらい52街区特定目的会社 株式会社光優
主な提案内容	<p>【提案の趣旨】</p> <p>高規格オフィスや世界初のゲームアートミュージアム、大規模な緑化空間等の複合的な機能の集積により、緑あふれる潤いとにぎわいを創出し、文化芸術の発信を通じてみなとみらい21地区の発展に寄与する。</p> <p>地域冷暖房プラントを整備することで、地区全体の省エネルギー性能の向上に貢献する。</p> <p>隣接街区との一体的な歩行者デッキの整備により、安全で快適な歩行者ネットワークを形成し、地区内の回遊性の向上に取り組む。</p> <p>これらの取組を通して横浜都心・臨海地域のまちづくりを推進し、更なる国際競争力の強化及び魅力向上を図る。</p>		
	<p>【提案された都市計画の主な内容】</p> <p>都市再生特別地区にみなとみらい21中央地区52街区地区を追加し、次の事項等を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の容積率の最高限度を880%と定める。 ・地区を5つの区域に分け、建築物の高さの最高限度をそれぞれ180m、40m、16m、10m及び5mと定める。 ・壁面の位置の制限を定める。 		



位置図及び都市再生特別地区の提案区域



地区区分図

建築物の高さの最高限度	
区域ア	180m
区域イ	40m
区域ウ	16m
区域エ	10m
区域オ	5m

お問合せ先	
1	都市計画提案に係る手続・評価結果について 建築局都市計画課長 正木 章子 TEL045-671-2663
2	都市計画提案の内容について 都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課担当課長 遠藤 拓也 TEL045-671-3501